

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年12月24日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第48号

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則

大田市立病院使用料及び手数料規則（平成24年大田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表人工授精料の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----------------|-----------------------|--------|
| 巻き爪治療（巻き爪マイスター） | 巻き爪治療（巻き爪マイスター） 1回目 | 1 |
| | 1,000円 | |
| | 巻き爪治療（巻き爪マイスター） 2回目以降 | 7,700円 |
| | 巻き爪マイスター（追加使用分） | 5,500円 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。